国富町告示第３３号

令和８年国富町議会第３回定例会を次のとおり招集する

令和８年８月２８日

国富町長　日髙　利夫

１　期　日　　令和８年９月３日

２　場　所　　国富町議会議場

○開会日に応招した議員

井戸川紀代子君	郡　　一覚君
竹田　貫紀君	石山　和真君
中村　繁樹君	日髙　英敏君
山内　千秋君	武田　幹夫君
渡邉　靜男君	河野　憲次君
谷口　　勝君	近藤　智子君
穂寄　満弘君	

○９月７日に応招した議員

同上

○９月８日に応招した議員

同上

○９月１８日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和８年　第３回（定例）国　富　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和８年９月３日（木曜日）

議事日程（第１号）及び本日の会議に付した事件

令和８年９月３日　　午前９時３０分開会

日程番号	議案等番号	付　　議　　事　　件
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
	報告第2号	令和7年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
4	認定第1号	令和7年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
5	認定第2号	令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第3号	令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第4号	令和7年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第5号	令和7年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
9	認定第6号	令和7年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和7年度国富町水道事業会計決算の認定について
10	認定第7号	令和7年度国富町下水道事業会計剰余金の処分及び令和7年度国富町下水道事業会計決算の認定について
11	議案第35号	令和8年度国富町一般会計補正予算（第2号）について
12	議案第36号	令和8年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第37号	令和8年度国富町下水道事業会計補正予算（第1号）について
14	議案第38号	国富町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第39号	東諸葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
16	議案第40号	工事請負契約〔令和7年度旧中央体育館解体工事〕の変更について

17	議案第41号	財産の取得(令和8年度基幹系ネットワーク機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡)について
18	議案第42号	財産の取得(令和8年度SPAMメール対策機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡)について
19	同意第4号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
20	同意第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
21	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
23	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
24	発議第4号	非核三原則の堅持を求める意見書

出席議員（１３名）

１番　井戸川　紀代子君	２番　郡　　一覚君
３番　竹田　貫紀君	４番　石山　和真君
５番　中村　繁樹君	６番　日髙　英敏君
７番　山内　千秋君	８番　武田　幹夫君
９番　渡邉　靜男君	１０番　河野　憲次君
１１番　谷口　　勝君	１２番　近藤　智子君
１３番　穂寄　満弘君	

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長　三好　秀敏君	主幹兼議事調査係長　日髙　雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	日髙　利夫君	副町長 ……	横山　秀樹君
教育長 ……	荒木　幸一君	総務課長 ……	坂本　　透君
総合戦略課長 ……	山下　　玲君	財政課長 ……	境田　伸一君
税務課長 ……	長友　正登志君	町民生活課長 ……	前田　耕作君
福祉課長 ……	津留　慎義君	保健介護課長 ……	横山　香代君
農林振興課長 ……	春元　賢一郎君	農地整備課長 ……	長友　寿隆君
都市建設課長 ……	木下　輝彦君	上下水道課長 ……	横山　寿彦君
会計管理者兼会計課長 ……			猪股　宣宏君
教育総務課長 ……	日髙　佑二君	社会教育課長 ……	桑畑　武美君
学校給食共同調理場所長 ……			古賀　博之君

監査委員 …… 横山　幸壽君

午前９時３０分　開議

【○議長（穂寄　満弘君）】　おはようございます。ただ今から令和８年第３回国富町議会定例会を開会いたします。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私共にご多忙の折、本日ここに令和８年第３回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日髙町長をはじめとする執行部の皆様におかれましても連日の精力的な町政運営に敬意を表しますと共に本定例会への出席に感謝申し上げます。

さて、この夏は全国各地で激甚な自然災害が相次いで発生しております。７月末に発生した熊本地震、８月中旬の千葉県における記録的な豪雨、そして、先日の石川県や富山県、さらに福井県、青森県での線状降水帯による大雨特別警報など自然の猛威を前に言葉を失う思いでございます。これらの一連の災害によりお亡くなりになられた方々に、深く哀悼の意を表しますと共に今なお避難生活を余儀なくされている多くの被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。これら全国的な気象災害や大地震の発生は決して他人事ではございません。本町におきましても、いつどこで予測不能なゲリラ豪雨や巨大地震が発生するか分からないという強い危機感を私たち全員が共有しなければなりません。執行部におかれましては、日頃からの防災体制やハザードマップの点検、迅速な避難誘導の在り方について万事の備えを期していただきますよう改めて強くお願い申し上げます。

今期定例会におきましては、主に令和７年度の国富町一般会計をはじめとする各会計の決算審査が予定されております。決算審査は過去１年間に執行された予算が町民の皆様の

ために、適正かつ効果的に使われたかを検証し、未来の町政へと繋がる大変な重要な機会であります。議員の皆様におかれましては、これまでの実績を厳正に評価し、今後の町政発展や次年度の予算編成へと反映できるよう活発な議論を期待いたします。

それでは第３回定例会には町長提出議案としまして、報告が１件、決算の認定が７件、補正予算が３件、条例関係が２件、工事請負契約が１件、財産の取得が２件、同意が３件、諮問が２件の計２１件、並びに、議員発議での意見書案の提出が１件ございます。また一般質問につきましては、７名の議員が通告をされております。なお議事の進行にあたりましては、効率的な運営ができますよう議員並びに執行部の皆様にご協力をお願い申し上げまして挨拶とします。

ただ今の出席議員数は１３名です。定足数に達しておりますので令和８年第３回定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

【○議長（穂寄　満弘君）】　日程第１、会議録の署名議員を指名します。今期定例会の会議録署名議員は国富町議会会議規則１２２条の規定によりまして、郡一覚君、谷口勝君を指名いたします。

日程第２．会期の決定

【○議長（穂寄　満弘君）】　日程第２、会期の決定について議題とします。お諮りいたします。今期定例会の会期は議会運営委員会の決定のとおり、本日から９月１８日までの１６日間にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【○議長（穂寄　満弘君）】　異議なしと、認めます。従いまして、会期は本日から９月１８日までの１６日間に決定しました。

日程第３．諸般の報告

【○議長（穂寄　満弘君）】　日程第３、諸般の報告を行います。まず町長から報告第２号について報告をお願いします。町長。

【○町長（日高　利夫君）】　改めまして、皆さんおはようございます。それでは、ただ今議題となりました報告第２号についてご説明いたします。報告第２号「令和７年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２項第１項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。以上報告いたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　次に議会諸般の政務については、別紙報告書のとおりであり

ますのでご了承ください。

日程第４．認定第１号～日程第２３．諮問第３号

【○議長（穂寄　満弘君）】　日程第４、町長提出、日程第４の認定第１号から日程第２３の諮問第３号までの２０件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

【○町長（日高　利夫君）】　ただいま議題となりました認定第１号から諮問第３号までについて、一括してご説明いたします。

その前に、監査委員に一言お礼を申し上げます。令和７年度決算を認定に付するにあたりましては、監査委員のお二方には、本町の財務に関する事務を長期間にわたり、慎重に審査いただきました。その御苦労に対しまして、厚くお礼を申し上げます。特に横山代表監査委員におかれましては、ご就任いただくと同時に意見書の取りまとめに御苦労いただき、感謝申し上げます。審査の過程でご指導いただきましたことは今後十分留意しまして、より適切な事務の執行に努めてまいります。

それでは、認定第１号「令和７年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。令和７年度の決算に係る主要施策の取組みにつきましては、別に提出しております成果説明書に記載していますので詳細は省略させていただきます。令和７年度は、私が町長に就任した後、初めて当初予算から通年で編成・執行にあたり、持続可能な町づくりに向け、町政の舵を切った初年度の決算となりました。町民の皆さまから託された公約の実現に向け「予算の選択と集中」を行い、スピード感をもって施策を推進してまいりました。

厳しい財政状況でありますので、何もかも一度にはまいりませんが、一定の前進はできたのではないかと思っております。それでは、就任時に掲げました「５つの柱」に沿って主な成果をご報告いたします。

第１に「食と農を守る　国富の農業再生」であります。農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による労働力不足、耕作放棄地の増加といった構造的な課題に直面しているほか、地球温暖化による気候変動への対応やスマート農業の導入による省力化・効率化が急務とされています。そのような中、まず物価高騰への影響緩和と環境に配慮した営農実現のため、施設園芸における天敵製剤や防虫ネットの導入費用の一部を支援する事業を行ったところ、５９戸、１２．５haの導入につながっております。次に、生産意欲の持てる環境づくりのため、新たな作物の導入に向けた研究として、米粉とメンマの研究を行っています。米粉では試作品の製作を町内飲食店に依頼し、出来上がった試作品は町民祭での販売を通じて米粉の認知度向上に努めたほか、メンマでは試作品の製作と町民祭でのアンケート調査に加え、町内統一ブランドとして「メンマニア」という名称とロゴを作成しています。

また畜産においては、町内産牛肉の消費喚起策として、贈答用牛肉販売時の送料及び消費拡大イベント時の経費支援を行い、７年度出荷頭数のうち約８％が喚起策により消費に回ったという実績につながっております。

第２に「地域開発と商工業振興対策」であります。まずは、スマートインターチェンジ周辺の土地利用の在り方についてですが、これまでその方向性を決定するに至っていない状況にありましたので、スマートインターチェンジ周辺開発検討会を立ち上げ、２度にわたる検討会や住民説明会、地権者及び住民アンケート、関連団体への意向調査など地域の意向把握を行い、「民間主導による開発」を基本とし、町としては必要な調整や支援を行うことで、開発に向けた取組みを全力で後押しすることを町の方針といたしました。今後は、具体的な事業スキームの検討や関係法令に基づく手続きの整理を進めるとともに、引き続き地域の皆さまへの情報提供と意見交換を行いながら、実現可能性の高い開発を目指してまいります。

次に、ふるさと納税事業の取り組み強化であります。７年度のふるさと納税寄付額は、前年度の約６億円から約８億４，０００万円へと増加しました。ＷＥＢ、新聞、雑誌等へのシティプロモーション広告の掲載や公式インスタグラムの活用による全国への魅力発信、新規事業者の開拓と返礼品のブラッシュアップ、ミヤチクと連携した国富町肉まつりの開催、ポータルサイト内でのマーケティング強化による「国富」のブランディングが奏功したものと分析しております。

第３に「子育て・福祉、保健・医療の充実・強化」であります。まず、多様化する子育て世代のニーズに迅速に対応し、情報発信の最適化を図るため、令和７年８月より子育て支援アプリ「国富町おやこ手帳くにっこ」を導入いたしました。現時点では、約２００名の方が登録し利用いただいており、アプリの導入により、町から個々の家庭に寄り添う情報を届けられるようになり「情報不足」の不安を解消し、孤立を防ぐセーフティネットが強化できたものと思っております。

次に、町内の独身者に出会いの場を創出するための婚活イベント「くにとみ恋日和」を開催いたしております。定員３２名に対し町内外から２４名のご参加をいただき、最終的に６組のカップルが誕生しております。法華嶽公園を中心としたイベントであったことから参加者アンケートでは、国富町の印象として「自然豊か」「親しみやすい」「将来住んでみたい」との声があり、町の魅力を同時にアピールできた機会にもつながったものと感じております。

次に、認知症予防と早期発見の啓発を目的として「認知症予防教室キララ」を実施しております。下肢筋力強化とバランス能力を中心とした歩行能力の維持強化を図る運動やグル

ープワークを通じた遂行能力とコミュニケーション能力の向上を図った教室であります。この教室は単なる「健康教室」ではなく、地元大学と連携した「健幸度評価」により、参加者の生活意欲の向上や認知症への関心・意識の高まり、高齢者の孤立予防などに寄与されていることが報告されておりますので、継続的な健康と将来的な介護給付費の抑制などへつなげる「重要な事業」であると考えております。

第４に「安全・安心、防災・減災対策」であります。まず、宮崎西警察署（仮称）の移転対策についてであります。住民説明会や広報、各種の団体や組織への周知活動等を丁寧に行い、令和８年第１回定例会におきまして、宮崎県との土地売買契約の議決をいただいたところであります。青少年の健全育成、高齢者の見守り、事件事故等の抑止などの安全安心づくり、そして役場の近くに新設されることでの利便性の向上、各種の経済効果などがまちの安全と活性化に必ずつながるものと思っております。

次に、８年度への繰越事業ではありますが、旧中央体育館の解体にも着手をいたしました。平成２９年の利用停止後、制度事業の導入による解体及び施設の整備を検討してまいりましたが、厳しい財政状況のもと新しい施設の整備にはまだ時間を要することもあり、地震による倒壊のおそれがあることなどから、解体工事を優先したものであります。そして、直近の令和８年熊本地震をはじめとして、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中、本町におきましても災害への備えは急務であると考えます。まずは、地域防災の要である消防団活動への支援として、積載車の小型動力ポンプの更新を行いました。あわせて、防災士の研修負担金や登録手数料の助成を行い、１９名の方が新たに防災士としての登録をされております。自助・共助の精神に基づく「地域防災力の底上げ」という重要な成果を得ることができております。

第５に「教育・文化、スポーツ・観光振興」であります。まず、ＩＣＴ教育の推進では、子どもたちの学びの環境を改善し維持するため、経年劣化した小中学生のタブレット端末やＯＳの切り替えについて計画的な端末の更新を行っております。当初はリースにて予定しておりましたが、経済比較等を行い一括購入とし、国の補助金を最大限活用し、あわせて町債の発行を行うなど財政健全化にも配慮したところであります。

次に、令和９年度本町で開催されます国民スポーツ大会への対応強化であります。大会運営にあたりましては、会場設営や競技役員との調整、輸送、警備、医療といった多岐にわたる分野との連携が必要となるため、新たに対策監として職員１名を配置しました。さらに、滋賀県での本大会や青森県でのリハーサル大会の視察を行い、実際の導線計画、会場レイアウトなど「運営のノウハウ」の蓄積に努めました。また、フェンシング競技の特性を十分に踏まえ、本町におけるリハーサル大会と本大会の会場の実施設計業務を委託し、安全性の確

保はもちろんのこと、選手が最高のパフォーマンスを発揮でき、観戦される皆様にとっても快適な空間となるよう専門的な視点を取り入れた具体的な設計を行いました。

次に、観光振興として取り組みました町観光協会のインスタグラムフォロワー数の増加につきましては、継続的なフォローキャンペーンの実施やふるさと大使である二見颯一さんに関する情報の発信などにより、令和７年４月時点の約１，０００フォロワーから令和８年３月末時点で約４，０００フォロワーへ増加し、町外県外の若い世代を含む幅広い層に向け、「国富」の魅力を届けることが可能となってきております。

以上の結果、一般会計の決算の概要を申し上げますと、決算額は、歳入総額１２０億７，３４０万８，１９３円、歳出総額は１１４億６１７万８，０９０円で、前年度と比較して、歳入が１１億７，７０３万９，５３３円、歳出が９億４，０９８万９，３６６円それぞれ増額しております。決算収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は６億６，７２３万１０３円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は４億９，９２９万６，１０３円の黒字となっています。なお、実質収支のうち２億５，０００万円は財政調整基金に積み立てることとしております。

次に主な財政指標についてですが、財政力指数は０．４４で前年度より０．０１低下しております。経常収支比率は８７．４％で、前年度より３．９ポイント改善しております。少子高齢化の進展に伴い、扶助費の増大や会計年度任用職員制度をはじめとする人件費の上昇などにより、歳出面における経常的な経費の負担は年々増加傾向にある中、今回の改善にいたりました主な要因としましては、財政需要を反映した普通交付税や物価高騰による取引金額の増加などによる地方消費税交付金の増額交付など、経常的な一般財源の確保が歳出の増加額を上回ったものであります。

最後に、地方公共団体財政健全化法における財政指標につきましては、「令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告書」に４つの指標を掲載しておりますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、本町の一般会計と特別会計の実質収支はすべて黒字であるため赤字の比率は発生しておりません。実質公債費比率は１０．８％で前年度より０．６ポイント低下しております。将来負担比率は１８．９％で前年度より２１．１ポイント低下しております。いずれの指標も改善され、国の基準による健全な財政の範囲内に位置しております。以上、一般会計の決算の概要を申し上げましたが、町政運営に当たりましては、町民の皆さまが日々の暮らしに少しでも生きがいを感じられるよう、そして「元気アップくにとみ」の実現に向けて誠心誠意取り組んだところであります。議会の皆様をはじめ町民各位には、多大なるご支援ご協力をいただきましたことに、あらためまして感謝を申し上げますとともに、今後とも健全な財政維持に努めながら、効率的かつ効果的な行財政運営に心がけて

まいりたいと考えております。

次に、認定第２号「令和７年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、令和７年度の決算規模は、歳入総額６９４万６，０８２円、歳出総額６３６万５，１９７円で、前年度と比較して歳入が４２万３，９１３円、歳出が４１万２，９９５円それぞれ減額しております。決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに５８万８８５円の黒字となっております。

次に、認定第３号「令和７年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、令和７年度の決算規模は、歳入総額２５億４，７３１万３，８２１円、歳出総額２５億２，００５万９，６１０円で、前年度と比較して歳入が２，７０９万８，８９８円、歳出が１，８８９万３４円それぞれ減額しております。決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに２，７２５万４，２１１円の黒字となっております。歳入の主なものは、県支出金１７億９，４５４万３，１８５円、国民健康保険税４億７，１９４万６，６８２円、繰入金２億３，８９９万５，６０６円であります。歳出の主なものは、保険給付費１７億７，３４１万６９９円、国民健康保険事業費納付金６億４，４６０万４，９２７円であります。

次に、認定第４号「令和７年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、令和７年度の決算規模は歳入総額３億２，５７７万７，９６９円、歳出総額３億２，４２３万９，０１６円で、前年度と比較して歳入が１，５０９万７，５８３円、歳出が１，４７３万８，０８３円それぞれ増額しております。決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに１５３万８，９５３円の黒字となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料２億２，４００万３，６００円、繰入金９，９９７万２，３１６円であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金３億２，０１３万８，４２５円で歳出総額の９８．７％を占めております。

次に、認定第５号「令和７年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、令和７年度の決算規模は歳入総額２５億５，２８６万７，２２３円、歳出総額２４億５，５２３万５９円で、前年度と比較しますと歳入が１，９９０万７，９４７円の増額、歳出が４，６４１万８，３７６円減額しております。決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに９，７６３万７，１６４円の黒字となっております。歳入の主なものは国庫支出金６億３，７０４万１，４８６円、支払基金交付金５億９，９１５万６，０００円、介護保険料４億７，１７２万１００円、繰入金４億４，２５２万２，３４５円、県支出金３億７，０７９万１，１１５円であります。歳出の主なものは保険給付費２１億６，０４３万６，９０２円、地域支援事業費１億２，４０６万１，６５４円、総務費１億４９０万５，２３４円となっております。

次に、認定第６号「令和７年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和７年度国富町水道事業会計決算の認定」について、剰余金の処分につきましては、資本的収支の不足額を減債積立金から６，２７８万５，２００円取り崩して対応しております。この取り崩し額と同額を自己資本金へ組み入れ、３，７４９万４，３６９円を減債積立金へ積み立てる剰余金処分（案）をご提案いたします。決算状況につきまして、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支では、収入４億１，７９５万３，３１４円、支出３億８，０４５万８，９４５円で、差し引き３，７４９万４，３６９円の純利益を計上しております。前年度と比較しますと、収入が３３５万３，６６２円減少しており、支出が１，９０８万５，１３２円増加しております。資本的収支では、収入１億３，９７５万９，０００円、支出３億７，１６４万３０５円で、差し引き不足となる２億３，１８８万１，３０５円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。前年度と比較しますと、収入が２，５６０万１，８８５円、支出が５，４２８万６，８４２円それぞれ増加しております。主な事業としましては、宮王丸地区及び向陽地区の配水管布設替工事、送水ポンプ施設の更新工事等を実施いたしました。業務状況につきましては、区域内の給水人口が１万７，８４４人と、前年度に比べて２３５人の減となり、現在給水区域内人口に対する普及率は９９．５％となっております。

次に、認定第７号「令和７年度国富町下水道事業会計剰余金の処分及び令和７年度国富町下水道事業会計決算の認定」について、剰余金の処分につきましては、資本的収支の不足額を減債積立金から１，３７７万３，５３１円補填して対応しております。この補填額と同額を自己資本金へ組み入れ、１，２０５万３，３５３円を減債積立金へ積み立てる剰余金処分（案）をご提案いたします。決算状況につきまして、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支では、収入３億８，２０５万３，６１２円、支出３億７，０００万２５９円で、差し引き１，２０５万３，３５３円の純利益を計上しております。前年度と比較しますと、収入が５５８万７，７１６円、支出が２６万４，８４３円それぞれ減少しております。資本的収支では、収入８，５４３万１５０円、支出２億８４万２２３円で、差し引き不足となる１億１，５４１万７３円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。前年度と比較しますと、収入が１，２８５万３，８９０円、支出が１，６７７万４，３０７円それぞれ増加しております。主な事業としましては、公共桝新設工事、浄化センターの機械及び装置の更新工事等を実施いたしました。業務状況につきましては、排水区域内の人口が７，３４１人、水洗化率は８５．７％となっております。

次に、議案第３５号「令和８年度国富町一般会計補正予算（第２号）」については、主に、側溝改修及び公共土木施設災害復旧事業にかかる工事費や県の制度事業の導入に伴う事業費などを追加するもので、補正額は２億２７８万４千円、補正後の予算規模は１１７億３，５１

３万６千円となります。以下、その主なものについて概要をご説明いたします。

まず、県の制度事業では、本町農業の未来を担う若い力を育てるため、認定新規就農者に対し経営開始資金を助成する費用を追加するほか、スマート農業機械導入等を一部助成する費用などを追加計上しております。町単独事業では、側溝改修工事費を追加するほか町営住宅等の今後の財政需要に備えるための町営住宅等整備基金への積立金などを追加計上しております。災害復旧事業では、６月の台風６号や梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧費を計上しております。以上、今回の補正の概要を申し上げましたが、これに充てる財源は、国・県支出金３，０６２万６千円、普通交付税２，１２８万２千円のほか、前年度繰越金１億２，０００万円などを見込んでおります。

次に、議案第３６号「令和８年度国富町介護保険特別会計補正予算（第１号）」については、主に令和７年度介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金等の確定に伴う国・県・支払基金等への返還金の追加等を行うものであります。補正額は８，４２１万８千円で、補正後の予算規模は２６億２，５３１万８千円となります。

次に、議案第３７号「令和８年度国富町下水道事業会計補正予算（第１号）」については、資本的収支につきましては、収入は起債の増額、支出は建設改良費の追加を行うものであります。補正額は、１７４万１千円で、補正後の予算規模は５億５，６６５万円となります。

次に、議案第３８号「国富町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、子どもに係る医療費の助成範囲を１５歳から１８歳まで拡充することに伴い関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第３９号「東諸葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、近年の物価高騰により燃料費等が増加しており、施設の運営管理を見直すため関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第４０号「工事請負契約〔令和７年度旧中央体育館解体工事〕の変更」については、令和８年３月２日に工事請負契約を締結し実施してきました旧中央体育館解体工事について、主に砂利舗装の追加工事等の設計変更により工事請負額を増額変更するものであります。

次に、議案第４１号「財産の取得（令和８年度基幹系ネットワーク機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）」については、基幹系ネットワーク機器を所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後、無償譲渡により取得するものであります。基幹系ネットワーク機器については、基幹業務システムとのネットワーク環境構築を行うため、本町の基幹業務システムを運用管理している行政システム九州株

式会社に調達業者を決定いたしました。契約金額は１，９５９万５，４００円であります。従いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき提案するものであります。

次に、議案第４２号「財産の取得（令和８年度ＳＰＡＭメール対策機器の所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡）」については、ＳＰＡＭメール対策機器を所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後、無償譲渡により取得するものであります。ＳＰＡＭメール対策機器については、業務システムとネットワーク環境構築を行うため、本町のネットワークを運用管理しているＮＴＴ西日本株式会社に調達業者を決定いたしました。契約金額は７２６万６，６００円であります。従いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき提案するものであります。

次に、同意第４号から同意第６号までの「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること」については、令和８年１１月５日をもって任期満了となります関谷文雄氏及び渡邉豊氏の後任に、山﨑司氏及び井戸川行利氏を選任するとともに、本年７月３０日から欠員となっております１名に鈴木仁美氏を選任するため提案するものであります。提案いたします３氏は、固定資産に関する識見も高く、適任者であると考えますので地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、ここに議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第２号及び諮問第３号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めること」については、令和８年１２月３１日をもって任期満了となります大南道生氏及び津江一秀氏を再度推薦するためここに提案するものであります。提案いたします両氏は、人格・識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考えますので、ここに議会の意見を求めるものであります。以上、概要をご説明いたしましたが、補足説明の必要なものにつきましては主管課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【○議長（穂苅　満弘君）】　補足説明を求めます。境田財政課長。

【○財政課長（境田　伸一君）】　それでは、議案第３５号「令和８年度国富町一般会計補正予算（第２号）」につきまして補足説明をいたします。予算書の１ページをお開きください。

第１条で、今回の補正額は２億２７８万４，０００円を追加するものとなっております。

続いて、第２条の地方債の補正については５ページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

第２表　地方債補正の１追加は、本年６月の台風６号及び梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設にかかる現年発生補助災害復旧事業の財源として町債を追加するものです。それ

では事項別明細書の歳入１５ページをお願いします。

まず、歳入の１６款国庫支出金１項国庫負担金５目災害復旧費負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、公共土木施設の道路及び河川の災害復旧工事にかかる国の負担金です。

次に２項国庫補助金２目民生費補助金の地域診療情報連携推進費補助金は、市町村が独自の条例で行う医療費助成のマイナンバーを活用したオンライン資格確認の導入のためシステムを改修する費用に対する国の補助金を追加するものです。歳出では、重度心身障害者医療や障害者自立支援及び子ども医療費とひとり親世帯医療費のシステム改修委託料を計上しております。

続いて、１７款県支出金２項県補助金１目総務費補助金の県営発電所周辺地域振興事業助成金１００万円は、県営発電所の近隣市町村に助成されるもので、今年度も地域の活性化を目的としてイルミネーションの設置にかかる費用に活用をするものです。歳出では１９ページの２款総務費１項総務管理費６目企画費に財源更生としておりますが、関係経費につきましては当初予算にて計上をしております。

次に４目農林水産業費補助金１節農業費補助金の２行目新規就農者育成総合対策事業費補助金３７５万円は、認定新規就農者への経営開始資金の基準単価が増額となったことに加え、新たに２名の方が追加となったことによる県の補助金を追加計上しております。１６ページをお開きください。１番上の農業支援サービス立ち上げ支援事業費補助金７３８万２，０００円は、農業受託組織の無人ヘリやドローンの導入などに対する県の補助金を計上しております。なお、前ページの新規就農者育成総合対策事業者補助金と、この農業支援サービス立ち上げ支援事業費補助金は、歳出側では２０ページの５款農林水産業費１項農業費３目農業振興費１８節負担金、補助及び交付金に同額を計上しております。

次に、２１款繰越金の１億２，０００万円は、令和７年度繰越金のうち今回の補正予算に要する一般財源の必要額を計上しております。

次に２２款諸収入５項雑入２目雑入の３行目県道宮崎須木線拡幅に伴う物件補償金３０１万６，０００円は、岩知野地区の歩道整備に伴う防火水槽や消火栓及び看板の撤去にかかる県からの補償金です。２３款町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりでありますので説明は省略をさせていただきます。

それでは歳出の１９ページをお開きください。なお歳入で説明した事項につきましては割愛させていただきます。まず２款総務費１項総務管理費５目財産管理費２４節積立金の１行目公共施設等整備基金積立金２２９万円は、先ほどの宮崎須木線の歩道整備に伴う県からの補償金で今回２１ページの８款消防費の修繕料に計上しております。防火水槽や消火栓などの撤去費用を差し引いた余剰分を積立てるものです。２行目の町営住宅等整備基金積立金２，

０００万円は令和７年度の決算を受けまして、歳入の住宅使用料から歳出の住宅費の経費を差し引いた余剰分の一部を今後の公営住宅の整備等の財政需要に備えるため積立を行うものです。２０ページをお開きください。中ほどより下になります。５款農林水産業費、１項農業費５目畜産業費の畜産生産ランクアップ緊急支援事業費補助金は鶏舎内の環境改善資機材の導入にかかる一部助成費用を計上しております。次に、７目農地費１８節負担金、補助及び交付金の２行目岩瀬用水機場堆積土砂浚渫工事負担金１２万２，０００円は、宮崎市単独土地改良事業の国富町負担金分を計上しております。２１ページお願いします。７款土木費１項道路橋梁費２目道路維持費の１０節需要費には災害発生等に備え、緊急的に道路等を補修するための補修費１，０００万円を追加計上しております。また１４節工事請負費には、側溝改修８路線と流末整備１路線の工事請負費を追加しております。２２ページをお開きください。９款教育費５項保健体育費２目保健体育施設費の体育館等施設点検業務委託料は、須志田体育館の天井から落下物が発生したため、天井の点検に要する費用を追加計上しております。なお今回の一般会計補正予算（第２号）に計上しております側溝改修や流末整備工事、公共土木施設災害復旧工事にかかる工事等予定箇所につきましては、議会資料の１ページに掲載しておりますのでご参照ください。以上で補足説明を終わります。

【○議長（穂寄　満弘君）】　他にありませんか。この際令和７年度決算認定に対する監査委員の審査報告を求めます。

【○監査委員（横山　幸壽君）】　おはようございます。監査委員に就任をいたしまして初めての決算審査報告となります。委員を代表いたしまして報告をさせていただきます。令和７年度国富町一般会計、綾川雑用水管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各決算並びに令和７年度国富町水道事業会計及び下水道事業会計の公営企業会計決算についてご報告申し上げます。

まず審査にあたりましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に基づいて様式等が作成されているか、計数は正確であるか、決算書と事項別明細書の間で、予算現額、収入済額及び支出済額等の金額は一致しているか、予算現額の繰越事業費繰越額及び翌年度繰越額は、繰越計算書の金額と一致しているか、収入・支出科目の誤りはないか、予算流用の理由や手続きは正確であるか、公有財産等の決算年度中の増減が適正に表示されているかなど、関係書類による照合を行いました。併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、事業の実施状況や不用額発生の要因等について関係職員から説明を求め、主な工事及び購入備品については現地調査を実施するとともに、年度比較による増減の内容等を審査いたしました。

次に、水道事業会計及び下水道事業会計の審査にあたっては、決算書類について地方公営

企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているかを確認し、それらの係数が正確であるか、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかなど関係書類による照合を行いました。併せて、決算の内容、事業の執行状況等について、関係職員から説明を求めるとともに、年度比較による経営内容等を審査いたしました。詳細につきましては、提出しております令和７年度国富町決算審査等意見書に記載しておりますので、概要について申し上げます。

最初に一般会計についてであります。決算額は歳入総額１２０億７，３４０万８，１９３円、歳出総額１１４億６１７万８，０９０円で歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は６億６，７２３万１０３円で、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源１億６，７９３万４，０００円を差し引いた実質収支は４億９，９２９万６，１０３円の黒字となっております。さらに単年度収支は８，４９７万５，１６７円の黒字、実質単年度収支は１億９，３５１万７，８３３円の赤字となっております。次に綾川雑用水管理事業特別会計について、決算額は歳入総額６９４万６，０８２円、歳出総額６３６万５，１９７円で決算収支については、形式収支、実質収支ともに５８万８８５円の黒字となっております。

次に国民健康保険事業特別会計について、決算額は歳入総額２５億４，７３１万３，８２１円、歳出総額が２５億２，００５万９，６１０円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに２，７２５万４，２１１円の黒字となっております。

次に後期高齢者医療特別会計については、決算額は歳入総額３億２，５７７万７，９６９円、歳出総額３億２，４２３万９，０１６円で決算収支については、形式収支、実質収支ともに１５３万８，９５３円の黒字となっております。次に介護保険特別会計について、決算額は歳入総額２５億５，２８６万７，２２３円、歳出総額２４億５，５２３万５９円で決算収支は、形式収支、実質収支ともに９，７６３万７，１６４円の黒字となっております。

次に水道事業会計については、税抜きで収益的収入額４億１，７９５万３，３１４円に対し収益的支出額は３億８，０４５万８，９４５円で、差し引き３，７４９万４，３６９円の純利益を生じております。この純利益にその他未処分利益剰余金変動額６，２７８万５，２００円を加えた１億２７万９，５６９円が７年度未処分利益剰余金となります。

また、資本的収入及び資本的支出については、資本的収入額１億３，９７５万９，０００円から資本的支出額３億７，１６４万３０５円を差し引き、２億３，１８８万１，３０５円の不足を生じております。この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、下水道事業会計については税抜きで収益的収入額３億８，２０５万３，６１２円に対し、収益的支出額は３億７，０００万２５９円で、差し引き１，２０５万３，３５３円の純利益を生じております。この純利益にその他未処分利益剰余金変動額１，３７７万３，５３１円を加えた２，５８２万６，８８４円が７年度未処分利益剰余金となります。また、資本的収入

及び資本的支出については基本的収入額８，５４３万１５０円から基本的支出額２億８４万２２３円を差し引き、１億１，５４１万７３円の不足を生じております。この不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

以上、令和７年度各会計の決算審査にあたりましては、歳入、歳出ともに綿密に関係帳簿及び証書類と照合し、慎重に審査を行いました。その結果、一般会計、綾川雑用水管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を通じて、決算における計数に誤りはなく関係書類もよく整備され会計経理は適正であったことを認めました。

また、水道事業会計及び下水道事業会計については、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。

次に、地方自治法第２４１条第５項に規定する基金の運用状況については適正に運用されており、各基金の運用状況調書の計数はいずれも正確であったことを認めました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく国富町健全化判断比率及び資金不足比率等の書類は、審査の結果いずれも適正に作成されているものと認められますので、審査意見書のとおり報告いたします。令和７年度行財政の運営は、実質単年度収支が赤字となるなど非常に厳しい状況ではありましたが、人口減少対策をはじめ現下の物価高騰への対応など各分野において町民福祉の増進が図られてきたと認められます。今後においても、業務の執行にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げられる効率的な運営を心がけ町民の福祉向上につなげていただきますよう要望いたします。

最後に、審査の過程においてご協力をいただいた関係各位に心より感謝を申し上げ審査報告といたします。

【○議長（穂寄　満弘君）】　監査委員におかれましては、膨大な調書の取りまとめや決算審査意見書の作成等、大変なご苦労があったことと思います。心から感謝を申し上げます。

日程第２４．発議第４号

【○議長（穂寄　満弘君）】　日程第２４、発議第４号「非核三原則の堅持を求める意見書」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

【○議員（１番　井戸川　紀代子君）】　おはようございます。ただ今から発議第４号「非核三原則の堅持を求める意見書（案）」について、提出者として提案理由の説明を申し上げます。

非核三原則は、「核兵器を持たず作らず持ち込ませず」という我が国の基本方針として、長年にわたり堅持されてきました。我が国は、世界で唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨

禍を二度と繰り返さないという決意のもと、核兵器のない世界の実現に向けて、その役割を果たしていくことが求められています。また、国際情勢が厳しさを増し、核兵器を巡る緊張が高まる中にあって、非核三原則を堅持することの意義は、改めて重みを増しているものと考えます。こうしたことから、政府に対し非核三原則を今後も揺るぎなく堅持することを求め、本意見書を提出するものであります。

それでは意見書（案）を朗読し内容の説明といたします。

非核三原則の堅持を求める意見書（案）。非核三原則は、核兵器を持たず作らず持ち込ませずという我が国の基本的方針があり、昭和４２年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されております。以来歴代内閣において一貫して堅持され、我が国が平和国家として歩んでいく上での重要な原則として位置づけられてきました。我が国は世界で唯一の戦争被爆国です。広島・長崎の惨禍を二度と繰り返してはならないという思いは、被爆地だけのものではなく国民共通の願いであると思います。また、世界では今なお核兵器を巡る緊張が続いており、安全保障環境の厳しさも増しております。

こうした状況を踏まえ、このような時代にあって、我が国が非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の中で役割を果たしていくことが重要であります。全国１，７１８自治体のうち９７．４パーセントの１，６７４自治体が非核宣言を行っており、本年１月には、被爆地である広島市議会においても、非核三原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決されております。こうした地方自治体や国民の思いを国に届けることも地方議会の役割のひとつであると考えます。

本意見書は、国に対し近年の国際情勢や安全保障環境の変化にかかわらず、非核三原則を将来にわたって堅持することを強く求めるものであります。以上、発議第４号「非核三原則の堅持を求める意見書（案）」の提案理由の説明といたします。

議案各位のご理解とご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【○議長（穂寄　満弘君）】　これから質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【○議長（穂寄　満弘君）】　これにて質疑を終了します。お諮りします。ただ今議題となっております発議第４号については、会議規則第３６条第１項の規定により所管する総務厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【○議長（穂寄　満弘君）】　異議なしと認めます。従いまして、発議第４号「非核三原則の堅持を求める意見書」については、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。よって本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

午前１０時３７分　散会